

No. 979 (2017.11.7)

民法の成年年齢引下げをめぐる議論

はじめに

- I 成年年齢とは
- II 今般の議論の経緯
- III 論点
- IV 成年年齢以外の法定年齢
- V 世論

おわりに

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を 18 歳とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成 19 年法律第 51 号）の成立を契機として、近年、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳へと引き下げることの是非が議論となっている。
- 成年年齢の引下げに対しては、18 歳以上 20 歳未満の若年者に係る未成年者取消権が失われることによる消費者被害の増加等が懸念されており、各種の世論調査においても反対が賛成を上回っている。その一方で、成年年齢の引下げに積極的な意義を見いだす見解もある。
- 成年年齢のほか、婚姻適齢、養親年齢等についても議論がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 ふじと よしたか
藤戸 敬貴

はじめに

「寧ろ一般に成年期を繰下げて、例へば満十八年としたらどうであらうか。」¹

大正 10 (1921) 年に穂積重遠 (1883-1951)²がこのように記してから 90 余年を経た平成 29 (2017) 年現在、民法 (明治 29 年法律第 89 号) の成年年齢の引下げが議論となっている。

本稿は、今般の成年年齢引下げ論議の経緯及び論点を簡潔にまとめるものである。

I 成年年齢とは

1 成年年齢の意義

現行民法は、成年年齢を 20 歳³と定めている (第 4 条⁴)。成年年齢に達しない未成年者については、民法上、次の 2 つの制度が設けられている。

第一に、未成年者は行為能力が制限されており、未成年者が法律行為⁵をするには、その法定代理人の同意を得なければならない (第 5 条第 1 項)⁶。これに反する法律行為は取り消すことができる (同条第 2 項。以下「未成年者取消権」という。)

第二に、未成年者は父母の親権に服する (第 818 条第 1 項)。親権を行う者は、その子について、監護教育権 (第 820 条)、居所指定権 (第 821 条)、懲戒権 (第 822 条)、職業許可権 (第 823 条) を有する。また、親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する (第 824 条)。

以上のような法律上の意義にとどまらず、成年年齢は、「一般国民の意識においても、大人と子どもの範囲を画する基準となっている」⁷との認識が示されている。

2 なぜ 20 歳なのか

前述のとおり、現行民法は、成年年齢を 20 歳としている。これは、かつての日本ではおおむね 13~15 歳を成年年齢とする地域が多かったところ⁸、明治期の立法者が参照した当時の欧米

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 29 (2017) 年 10 月 13 日である。本稿において括弧内に単に条項のみを示す場合には、民法を指す。人物の肩書は、全て当時のものである。[] は、引用者による補足である。

¹ 穂積重遠『民法總論 上巻』有斐閣, 大正 10 (1921), p.137. 穂積の記述の脈絡は、本稿の「おわりに」で述べる。

² 法学者 (民法、法理学)。東京帝国大学教授。戦後は東宮大夫兼東宮侍従長、最高裁判所判事を務める。国立国会図書館「穂積重遠」『近代日本人の肖像』<<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/424.html?cat=58>>

³ なお、「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする」とされる (皇室典範 (昭和 22 年法律第 3 号) 第 22 条)。

⁴ 「民法の一部を改正する法律」 (平成 16 年法律第 147 号) による改正の前は、第 3 条であった。

⁵ 第 5 条第 1 項における「同意」の対象となるのは財産上の行為であって、いわゆる身分行為については個別の規定がある。例えば、遺言をすることができる年齢 (15 歳。第 961 条) や、特別養子縁組の養親となることができる年齢 (25 歳。第 817 条の 4) 等である。谷口知平・石田喜久夫編『注釈民法 (1) 総則 (1) 新版改訂版』有斐閣, 2002, p.296. (高梨公之・高梨俊一執筆); 大村敦志『民法読解 総則編』有斐閣, 2009, pp.51-52.

⁶ 例外として、単に権利を得、又は義務を免れる行為 (第 5 条第 1 項ただし書) や、法定代理人が処分を許した財産の処分 (同条第 3 項) については、法定代理人の同意は不要である。また、営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する (第 6 条)。

⁷ 法制審議会民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」p.7. <<http://www.moj.go.jp/content/000005078.pdf>> 以下脚注において同報告書を引用する場合、「最終報告書, p.x」 (x は頁数) という形式で行う。

⁸ ここでいう「成年」は、社会的に一人前とみなされるという程度の意味であり、私法上の行為能力の基準とは厳密には一致しないということに注意を要する (谷口・石田編 前掲注(5), p.295)。

諸国では21～25歳を成年年齢とする国が多く、「近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて、当時の国際的な基準からいえばやや低く、それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を…採用した」⁹のもであるとされる。¹⁰

以上の経緯を踏まえ、成年年齢を20歳とすることに明確な理由はない、との指摘がある¹¹。

II 今般の議論の経緯

1 国会及び政府の動向

今般の議論は、平成19(2007)年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年法律第51号。以下「国民投票法」という。)に端を発する。国民投票法は、第3条において投票権年齢を18歳とし、附則第3条第1項において「国は、…選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とした。

平成20(2008)年2月、法務大臣から発出された諮問第84号を受け、同年3月から法制審議会民法成年年齢部会¹²において成年年齢の引下げの是非について議論が始まった。平成21(2009)年7月、同部会は、「民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とする「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」(以下「最終報告書」という。)を提出した。同年10月、法制審議会は、最終報告書を内容とする「民法の成年年齢の引下げについての意見」¹³を答申した。

その後しばらくは大きな動きはなかったが、平成26(2014)年6月の「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第75号)附則第3項や、選挙権年齢を18歳とする平成27(2015)年6月の「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第43号)附則第11条において、民法を含む諸法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨規定された。

平成28(2016)年9月、法務省は「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」を実施した。また、同月、消費者庁長官は、成年年齢が引き下げられた場合の消費者被害への対応策について消費者委員会に意見を求めた。これを受け、同委員会に置かれた成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループにおいて検討が始まり、平成29(2017)年1月、「成年年齢

⁹ 同上, p.296。また、「日本人ハ他ニ比シテ世間的知識ノ發達頗ル早キカ故ニ之ヲ滿二十年トシタルハ固ヨリ適當ノ事ナリトス」との見解もあった(梅謙次郎『民法原理 総則編 卷之1』和仏法律学校, 明治36(1903), p.66)。

¹⁰ 我が国の成年年齢の沿革について、簡単には、佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』(調査資料 2008-3-b 基本情報シリーズ②) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008, p.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1> を参照。

¹¹ 「結局、20歳を成年年齢とすべきであるという明確な理由があるわけではない。そして、現在と当時では、日本の慣行も欧米の状況も大きく異なる。そのため、現在でも20歳を基準とすべき積極的理由は存在しない。」(伊藤栄寿「民法入門 成年年齢引下げを考える」『法学セミナー』747号, 2017.4, p.27.)

¹² 同部会については、「民法という一法律の改正にとどまらない、社会的影響の大きな問題を話合うということから、同部会は法律家だけでなく、多様な方面の識者を委員としており、民法学者は幹事である筆者を含めても4人であった。この点も、法曹関係者と学者中心で構成される通常の法制審議会のあり方とは、かなり異なっていた」との指摘がある。(山下純司「民法成年年齢引下げについて—未成年者取消権を中心に—」『学習院法務研究』1号, 2010.3, p.77.)

¹³ 「民法の成年年齢引下げについての意見」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000069850.pdf>>

引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」¹⁴が取りまとめられた。

成年年齢の引下げに係る民法改正案は、平成 29 (2017) 年通常国会への提出が検討されていたが、見送られた¹⁵。同年 9 月現在、国会審議に向けて政府において準備が進められている¹⁶。

2 最終報告書の概要

論点整理の前に、最終報告書の概要を確認する。最終報告書は、次のような理路をたどる。

選挙権年齢と成年年齢とは理論的には必ずしも一致する必要はない¹⁷。しかし、①選挙権年齢と成年年齢との一致によって政治への参加意欲が高まること、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢が一致している方が法制度としてシンプルであること、③大多数の国において選挙権年齢と成年年齢とは一致していること¹⁸、④国民投票法の提出者の答弁等において民法上の判断能力と参政権の判断能力は一致すべきであると説明されていること、等の事情から、特段の弊害がない限りは選挙権年齢と成年年齢とは一致していることが望ましい。

成年年齢を引き下げる意義は、①若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながること、②18 歳に達した者が自ら就労して得た金銭等を自らの判断で費消できるようになる等、社会・経済的に独立した主体として位置づけられること、である。これらのことから、特段の弊害がない限り、成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である。

成年年齢を引き下げる場合の問題点としては、①消費者被害の拡大、②自立に困難を抱える若年者の困窮の増大、③高校教育における生徒指導の困難化、等があり、これらの解決に資する施策の実現が必要である。そして、成年年齢引下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において速やかに行うのが相当である。法整備の具体的な時期については、国民の代表からなる国会の判断に委ねるのが相当である。

以上の最終報告書の骨格を踏まえた上で、次章では、成年年齢引下げの是非をめぐる議論を、主要な論点ごとに整理する。

III 論点

1 選挙権年齢との関係

成年年齢と選挙権年齢との関係については、民法において成年年齢が定められたのは未成年者の保護が目的である一方、国民投票や選挙における年齢制限は国家の統治機構の在り方とい

¹⁴ 消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」2017.1. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/doc/20170110_seinen_houkoku1.pdf>

¹⁵ 「「18 歳成人」提出見送り 法務省、今国会」『日本経済新聞』2017.3.2.

¹⁶ 上川陽子法務大臣は、「[成年年齢の引下げに関して] 迅速な審議ができるよう準備については、全力で取り組んでいるところです。1 日も早く、審議に付されるようにという思いは変わりません」と述べている（「法務大臣閣議後記者会見の概要」2017.9.26. 法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00935.html>）。

¹⁷ もっとも、選挙権年齢を成年年齢よりも高く定めることは違憲であるとの説がある（最終報告書、p.5）。なお、最終報告書は「選挙年齢」の語を用いているが、本稿は、便宜、「選挙権年齢」の語で統一する。

¹⁸ 本稿は、紙幅の都合上、国内の議論を記述の中心とした。諸外国の成年年齢等については、佐藤ほか 前掲注(10); 「諸外国における成年年齢等の調査結果」（法制審議会民法成年年齢部会第 7 回会議（平成 20 年 9 月 9 日）参考資料 19）法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000012471.pdf>> を参照。

う観点から捉えられるべきであって、基本的な視点が異なる、との指摘¹⁹がある。

他方で、成年年齢は「法的に独立して行動できる、市民社会のフル・メンバーシップを意味する」のであって、「政治を決定する選挙権という権利を与える年齢が、民法の成年年齢と一致しないことは、どうにも説明の難しい事態となる」²⁰との指摘がある。

2 未成年者取消権

未成年者取消権は、未成年者を消費者被害等から保護する機能を担っている²¹。それだけに、成年年齢の引下げによって18歳及び19歳の者に係る未成年者取消権が失われることで、消費者被害が増加するのではないかと懸念が示されている²²。最終報告書もその可能性を認識しており、消費者保護施策や消費者関係教育の充実を課題として掲げている²³。また、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」は、消費者契約法（平成12年法律第61号）や「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）等の制度整備、法令違反業者への処分等の執行強化、消費者教育の充実、若年成人（18歳から20代初めにかけての若者）に向けた消費者被害対応の充実、等の項目を盛り込んでいる。

成年年齢の引下げに慎重な立場からは、消費者被害対策の成果が上がるまでは成年年齢を引き下げるべきではないという意見²⁴や、仮に引き下げるとすれば未成年者取消権に匹敵するような若年成人を保護するための法制度を整備すべきであるとの意見²⁵がある。

成年年齢の引下げに肯定的な立場からは、最終報告書が述べるように、18歳以上の者が自ら就労して得た賃金等を自由に使うことができるようになるという点が評価される。また、単に「契約の際にいちいち親の同意を得るという面倒な手続きから解放される」ということだけでなく、「親子間で決定的な意見の対立があり、親の同意が得られない場面」において若年者の自己決定権が未成年者取消権による強力な制限を受けることがなくなる、という意義もあるとの指摘がある²⁶。

未成年者取消権には、未成年者を保護する機能がある一方で、未成年者の自己決定権を制約するという側面もあり、この両面をどう評価するかということが議論の根幹にあると思われる。

3 親権

親権にも、未成年者取消権と同様に、保護と制約の両面がある²⁷。それだけに、成年年齢の引

¹⁹ 横田光平「子ども法からみた18歳選挙権」『法学セミナー』744号, 2017.1, pp.27-28.

²⁰ 水野紀子「民法における成年年齢」『青少年問題』667号, 2017.7, pp.18-19.

²¹ 「事業者は、せっかく苦労して契約をさせても、未成年という理由で後から取り消されては困るので、未成年者への勧誘をそもそも行わないのである。」（平澤慎一「民法の成年年齢引き下げの問題状況—18・19歳が「未成年者取消権」を失うことの問題点とその対策—」『消費者法ニュース』110号, 2017.1, p.40.）

²² 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」2016.2.18. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160218_3.pdf>; 細川幸一「消費者の視点から民法の成年年齢引下げを考える」『消費者法ニュース』109号, 2016.10, pp.24-25; 中村新造「民法の成年年齢引き下げ問題」『国民生活』55号, 2017.2, pp.10-13.

²³ 最終報告書, pp.15-19.

²⁴ 中村新造「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況」『消費者法ニュース』109号, 2016.10, p.29.

²⁵ 平澤 前掲注(21), p.41.

²⁶ 山下 前掲注(12), p.84.

²⁷ 「一八歳と一九歳の若者たちを親権の対象から外すことは、親権者の支配から解放して自由を認めることと、親権者の保護を失わせることを同時に意味する。」（水野 前掲注(20), p.22.）

下げによって18歳及び19歳の者が親権の対象から外れることへの評価は分かれる。

例えば、成年年齢の引下げによって、児童福祉施設を退所した18歳及び19歳の若年者の保護が後退するのではないかとの指摘がある²⁸。また、最終報告書は、成年年齢の引下げに係る課題として、自立に困難を抱える18歳及び19歳の者が親権者からの保護を受けにくくなり、ますます困窮するおそれがあることを指摘する²⁹。そのため、最終報告書は、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるとしている³⁰。

その一方で、親権の対象から外れることにより、親権を不当に行使する親から子が早期に解放されるという意義もあり得る。この点について、最終報告書は、不当な親権の行使は親権喪失等によって対処すべき問題であるから、成年年齢引下げのメリットとは言い難い³¹、としている。これに対しては、性虐待や医療ネグレクトの問題を軽視しているとの批判がある³²。

4 養育費

前項に関連して、離婚後の養育費の支払について、子が18歳になってからの養育費の支払が拒否されるケースが生じるおそれが指摘されている³³。

この点について、子が成年に達しても、親は子に対して扶養義務を負うのであって、子が成年に達したからといって養育費の支払義務が消滅するわけではない、との指摘がある³⁴。

5 高校教育

高校教育に関しては、成年年齢が18歳に引き下げられると高校教育の現場において成年者と未成年者が混在することになることをどのように考えるか³⁵、成年者について親権者を通じた指導ができなくなることをどのように考えるか³⁶、等の論点が示されている。

²⁸ 中村 前掲注(22), p.13.

²⁹ この点については、消費者取引以外の場面における親権による保護の喪失が「現状をそれほど悪化させるだろうか」、「実際に未成年者の保護として機能していたのは未成年者の契約取消権ばかりであ」ったのではないかと、との疑問が示されている。(水野 前掲注(20), p.22.)

³⁰ 最終報告書, p.14, pp.19-20.

³¹ 最終報告書, p.12.

³² 「医療ネグレクトに対する親権喪失の実務運用には問題があるし、親権への介入の制度を整備したとしても、そもそも18歳について医療ネグレクトという事態が生じること自体が問題だと考えるべきでしょう。」(大村敦志ほか「座談会 成年年齢の引下げをめぐる諸問題」『ジュリスト』1392号, 2010.1.1-15, p.159. (横田光平発言))

³³ 山田徹「成年年齢の引下げが養育費、婚姻費用及び扶養料の算定や終期に悪影響を及ぼすおそれについて」『月刊大阪弁護士会』148号, 2017.4, pp.21-22を参照。

³⁴ 最終報告書, p.14; 伊藤 前掲注(11), p.29. この点について、水野紀子東北大学教授は、「扶養料の履行強制支援がないために不履行率が高いという…問題がある」と指摘している(水野 前掲注(20), p.23)。

³⁵ 法制審議会民法成年年齢部会第2回会議(平成20年4月15日)において行われたヒアリングで、本多吉則参考人(都立芝商業高等学校長)は、「成年とそうでないものが混在する問題のことですが、私はこれもほとんど問題はないのではないかなというふうに思っています」と述べる(「法制審議会民法成年年齢部会第2回会議議事録」p.19. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000012421.pdf>>)。また、氷海正行委員(千葉県立八千代高等学校長)は、「プラス面としては、そういう混在したときに社会参加意識が深まるということはある、要するにその者から学ぶ、成人のものがあればそのものから学ぶということが出てくるかなと思います。…それから、マイナス面としてはちょっと切り口を変えますと、…個々の生徒の誕生日が違いますから、同じ3年生であっても成年に達している者と達していない者が出てくることから格差を感じる生徒も出てくるかなと思います。しかし、これは余り大きな問題ではないと思います」と述べる(同, pp.23-24)。

³⁶ 中村 前掲注(22), p.13.

6 諸外国の動向

前述のとおり、明治期の民法編纂当時のヨーロッパ諸国の多くは成年年齢を 21～25 歳としていたが、その後、成年年齢を引き下げる国が相次ぎ、現在では 18 歳とする国が多い³⁷。

成年者と未成年者との区分に加えて、未成年者の中でさらに段階を設ける国もある。例えば、ドイツでは、満 7 歳以上の未成年者は行為能力を制限されるが、満 7 歳に達しない者にはそもそも行為能力がない³⁸。また、フランスには未成年解放（*émancipation*）という制度があり、未成年者は婚姻によって当然に、あるいは 16 歳に達した未成年者はその父母の申立てに基づく後見裁判官の宣言によって、完全な行為能力を得る³⁹。

IV 成年年齢以外の法定年齢

1 婚姻適齢

現行民法によれば、男は 18 歳、女は 16 歳⁴⁰にならなければ、婚姻をすることができない（婚姻適齢。第 731 条）。その趣旨は、肉体的、精神的及び経済的に健全な婚姻をなす能力を欠く年少者の婚姻を禁止することで、早婚によって生じる弊害を防止することにあるとされる⁴¹。

未成年者が婚姻をする⁴²には、父母の同意が必要である（第 737 条第 1 項）⁴³。また、未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなされ、父母の同意なしに取引等を行うことができるようになる（成年擬制。第 753 条）⁴⁴。

なお、婚姻適齢に男女差がある理由として、女性の方が心身の発達が早いことが挙げられるが、合理的理由がないとの批判が強い⁴⁵。平成 8（1996）年 2 月に法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」では婚姻適齢を男女ともに 18 歳にそろえることとされていたが（同要綱第一の一）、これは、社会生活が複雑化・高度化した今日では肉体的・精神的要素よりも社会的・経済的要素を重視して成熟度を判断すべきであるところ、後者の面では男女間に有意な差はないからである、と説明されている⁴⁶。最終報告書も、平成 8（1996）年の答申を

³⁷ 佐藤ほか 前掲注(10), p.32.

³⁸ ドイツ民法典第 104 条、第 106～113 条 詳細は、ディーター・ライポルト（円谷峻訳）『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ— 第 2 版』成文堂, 2015, pp.137-170 を参照。条文の翻訳として、山口和人『ドイツ民法 I（総則）』（調査資料 2014-1-d 基本情報シリーズ⑨）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, pp.19-20. <http://dl.n.dl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1> がある。

³⁹ フランス民法典第 413-2 条 羽生香織「フランス民法における子どもの保護と自立」山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』成文堂, 2017, pp.271-273 を参照。

⁴⁰ 明治 29（1896）年の民法制定時の婚姻適齢は、男は 17 歳、女は 15 歳であった（旧第 765 条）。昭和 22（1947）年の民法改正の際には、婚姻適齢を成年年齢と同じ 20 歳に引き上げることも検討されたが、最終的には現在のように改められた。当時の議論について、簡単には、佐藤ほか 前掲注(10), p.7 を参照。

⁴¹ 青山道夫・有地亨編『注釈民法（21）親族（1） 新版』有斐閣, 1989, p.192.（上野雅和執筆）

⁴² 民法制定時は、婚姻をしようとする者が成年に達していても、男は 30 歳、女は 25 歳までは父母の同意が必要であった（旧第 772 条）。この規定は、昭和 22（1947）年の民法改正によって現在のように改められた。

⁴³ 未成年者の婚姻に父母の同意を要するとしたのは、判断能力が十分でない未成年者の軽率な婚姻を防止するためであるとされる。もっとも、第 737 条に違反してなされた届出が受理された場合には、婚姻は有効に成立し、取り消すことはできない。松川正毅・窪田充見編『親族—民法第 725 条～第 881 条—』（別冊法学セミナー no.240; 新基本法コンメンタール）日本評論社, 2015, pp.30-32.（宮本誠子執筆）

⁴⁴ これは、未成年者として行為能力が制限されたままだと、独立した婚姻生活を営むことの障害となるということを受けたものである（窪田充見『家族法—民法を学ぶ— 第 3 版』有斐閣, 2017, p.59）。

⁴⁵ 松川・窪田編 前掲注(43), p.23.（宮本誠子執筆）

⁴⁶ 小池信行「『民法の一部を改正する法律案要綱』の概要」『法律のひろば』49 巻 6 号, 1996.6, pp.5-6.

変更すべき特段の事情は存せず、婚姻適齢を男女ともに 18 歳にそろえるべきであるとした⁴⁷。

婚姻適齢と成年年齢とがそろう場合には、未成年者の婚姻に対する父母の同意に関する規定や、成年擬制に関する規定は不要となる⁴⁸。

もっとも、女性について婚姻適齢を引き上げたとしても、婚姻適齢に至らない者の同棲や妊娠等を禁圧できるわけではない。そこで、女性が妊娠した場合等、例外的に未成年者の婚姻を認めることを検討すべきではないか、との指摘がある⁴⁹。なお、平成 6 (1994) 年に公表された法務省民事局参事官室による「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」では、そのような例外を設けないこととしている⁵⁰。

2 養親年齢

現行民法は、「成年に達した者は、養子をすることができる」と定める (第 792 条)⁵¹。この規定によれば、成年年齢が 18 歳に引き下げられるとすると、養親となることができる年齢 (以下「養親年齢」という。) も自動的に 18 歳に引き下がるように見える。

しかし、最終報告書は、養親年齢については現状の 20 歳を維持すべきであるとしている。その理由として、①養子をとるということは、他人の子を法律上自己の子として育てる⁵²という相当な責任を伴うことである、②20 歳で養子をとることができるという現状で特段の不都合は生じていない、という事情を挙げている。⁵³

3 その他の法定年齢

民法以外の法令でも、20 歳という年齢制限を設けるものは多い。例えば、少年法 (昭和 23 年法律第 168 号)⁵⁴、未成年者飲酒禁止法 (大正 11 年法律第 20 号)、未成年者喫煙禁止法 (明治

⁴⁷ 最終報告書, p.24.

⁴⁸ 平田厚「成年年齢下げの意義と課題」『戸籍時報』646号, 2009.10, p.9.

⁴⁹ 青山・有地編 前掲注(41), p.195; 大村敦志『民法読解 親族編』有斐閣, 2015, p.27; 羽生香織「民法からの検討—18歳選挙権と民法の成年年齢下げの議論—」『法学セミナー』744号, 2017.1, p.18. この点について、「一八歳未満であっても家庭裁判所の許可によって婚姻できる制度およびそれに伴う母子支援の措置制度を創設すべきであり、その場合には「一八歳未満での婚姻が認められた場合の成年擬制は残しておくべきだろう」という見解がある (平田 同上, pp.9-10)。また、水野教授は、「平等が機械的に主張されるとき、他の人権や法益が配慮されない可能性がある。たとえば婚姻適齢の相違を問題視するとき、少女が妊娠した場合に婚姻をして出産する可能性を認めることが母子のニーズに合致するという法益は無視されがちである」と指摘する (水野紀子「家族のあり方と最高裁大法廷決定」『法の支配』175号, 2014.10, p.80)。

⁵⁰ その理由として、①男女平等の観点から 18 歳に統一することを基本的立場としながら、それよりも低年齢での婚姻を認めることは制度として一貫性を欠く、②一般的に低年齢の婚姻は離婚に至る割合が高いという傾向がうかがわれる、③低年齢での婚姻が当事者及びその子の真の福祉に合致するか疑問である、④特定の当事者について婚姻を例外的に認めるに足りる社会的・経済的成熟があることを判断するための客観的基準を見いだすのが難しい、等が挙げられている。法務省民事局参事官室「Jurist Note 婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」『ジュリスト』1050号, 1994.8.1-15, p.223.

⁵¹ なお、特別養子縁組の場合は、養親となる者の年齢は原則的に 25 歳以上とされている (第 817 条の 4)。

⁵² 我が国の普通養子縁組では、成年者が養子となるケース (いわゆる成年養子) が多いということが指摘されている (大村敦志『家族法 第 3 版』有斐閣, 2010, p.204; 窪田 前掲注(44), p.233)。平成 22 (2010) 年 1 月から 3 月にかけて法務省が行った実態調査では、縁組の当事者双方が日本人であった 30,613 件のうち、成年養子は 11,952 件であった (法務省民事局「養子縁組等に関する実態調査結果概要」<<http://www.moj.go.jp/content/000061113.pdf>>)。

⁵³ 最終報告書, p.23. なお、学説においては、夫婦が養親となる場合は養親年齢を 18 歳とし、単身者が養親となる場合は 20 歳のままとするという提案もある (床谷文雄「養子法」中田裕康編『家族法改正—婚姻・親子関係を中心に—』有斐閣, 2010, p.94)。

⁵⁴ 内匠舞「少年法の適用年齢下げをめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』963号, 2017.5.25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10356511_po_0963.pdf?contentNo=1> を参照。

33 年法律第 33 号)⁵⁵等である。最終報告書は、民法の成年年齢の引下げのみを検討対象とし、その他の法令については別途の検討がなされることになった⁵⁶。

平成 29 (2017) 年 9 月現在、政府は、飲酒、喫煙、公営競技等の年齢制限については成年年齢の引下げ後も 20 歳のままとするとの方針を示している、とされる⁵⁷。

V 世論

1 内閣府世論調査

平成 20 (2008) 年の内閣府世論調査⁵⁸では、「18 歳, 19 歳の者が, 親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成ですか。それとも, 反対ですか」という質問に対し、賛成は 19.0%、反対は 78.8%であった⁵⁹。また、「18 歳, 19 歳の者については, 父母の親権を及ばなくすることについて賛成ですか。それとも, 反対ですか。」という質問に対し、賛成は 26.7%、反対は 69.4%であった⁶⁰。

次に、平成 25 (2013) 年の内閣府世論調査⁶¹では、「18 歳, 19 歳の者が, 親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成ですか。それとも, 反対ですか」という質問に対し、賛成 18.6%、反対 79.4%であった⁶²。また、「18 歳, 19 歳の者については, 父母の親権を及ばなくすることについて賛成ですか。それとも, 反対ですか」という質問に対し、賛成 26.2%、反対 69.0%であった⁶³。

以上のように、平成 20 (2008) 年と平成 25 (2013) 年のいずれの調査でも、未成年者取消権の対象となる年齢の引下げに反対する者が約 8 割⁶⁴、親権の対象となる年齢の引下げに反対す

⁵⁵ 飲酒及び喫煙が禁止されるのは「満二十年ニ至ラサル者」であるから（未成年者飲酒禁止法第 1 条第 1 項、未成年者喫煙禁止法第 1 条）、成年年齢の引下げによって飲酒・喫煙可能年齢が自動的に引き下がるわけではない。この点について、飲酒・喫煙可能年齢は医学的見地から検討されるべき問題であるが、「18 歳で身体的には成熟しており、社会参加を認めるべき」という議論からすると、感情論は別として、喫煙・飲酒を禁止するのは難しいようにも思われる」との見解がある（伊藤 前掲注(11), p.29）。

⁵⁶ 最終報告書, p.3.

⁵⁷ 「18 歳成人 酒・たばこは 20 歳維持」『毎日新聞』2017.8.31, 夕刊; 「「競馬は 20 歳以上」維持 依存症の拡大懸念」『日本経済新聞』2017.9.3.

⁵⁸ 「民法の成年年齢に関する世論調査」（世論調査報告書平成 20 年 7 月調査）内閣府世論調査ウェブサイト <<http://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-minpou/index.html>>

⁵⁹ 賛成する理由（複数回答可。以下本節の脚注において同じ。）として最も多いのは、「働いて自分で稼いだお金は、自分の判断で使えるようにしてもよいと考えられるから」（46.5%）である。反対する理由として最も多いのは、「経済的に親に依存をしているから」（60.2%）である。

⁶⁰ 賛成する理由として最も多いのは、「親権を及ばなくすることで、大人としての自覚を促すことができるから」（45.5%）である。反対する理由として最も多いのは、「経済的に親に依存をしているから」（58.5%）である。

⁶¹ 「民法の成年年齢に関する世論調査」（世論調査報告書平成 25 年 10 月調査）内閣府世論調査ウェブサイト <<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-minpou/index.html>>

⁶² 賛成する理由として最も多いのは、「働いて自分で稼いだお金は、自分の判断で使えるようにしてもよいと考えられるから」（47.1%）である。反対する理由として最も多いのは、「経済的に親に依存をしているから」（59.2%）である。

⁶³ 賛成する理由として最も多いのは、「親権を及ばなくすることで、大人としての自覚を促すことができるから」（48.9%）である。反対する理由として最も多いのは、「経済的に親に依存をしているから」（58.2%）である。

⁶⁴ 反対した者のうち、「どのような条件が整備されたとしても、年齢を引き下げることには反対である」と回答したのは約 4 割（平成 20 (2008) 年内閣府世論調査は 38.9%、平成 25 (2013) 年内閣府世論調査は 43.8%）である。平成 20 (2008) 年内閣府世論調査を受け、最終報告書は、「契約年齢を 18 歳に引き下げることに約 8 割の国民が反対している一方、一定の条件整備を行えば契約年齢の引下げに賛成という者が 6 割を超えるという結果が出ている」との認識を示している（最終報告書, p.21）。

る者が約7割に及んだ。

2 新聞社による世論調査

新聞各社も、成年年齢の引下げの是非について世論調査を行っている。平成27(2015)年3月の朝日新聞の世論調査⁶⁵では、賛成43%、反対44%であった。同年7月の毎日新聞の世論調査⁶⁶では、賛成44%、反対46%であった。同年10月に結果が公表された読売新聞の世論調査⁶⁷では、賛成46%、反対53%であった。平成28(2016)年5月に結果が公表された読売新聞の世論調査⁶⁸では、20歳以上の回答者のうち賛成45%、反対54%であった。一方、18歳及び19歳の回答者については、賛成35%、反対64%であった。⁶⁹

3 平成28年パブリックコメント

法務省が平成28(2016)年9月に実施した「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」には193件の意見が寄せられ、成年年齢の引下げの施行には支障が伴うとする意見がその大多数を占めた。具体的には、18歳及び19歳の者が消費者被害や多重債務被害を受ける危険性があることへの懸念や、養育費の支払の終期が事実上繰り上がることの問題、等が指摘されている。⁷⁰

おわりに

本稿冒頭に引いた穂積重遠の言葉には前段がある。穂積は、「獨立して社會生活を爲すに堪へる程度の思慮分別の成熟」は人によって異なる以上、未成年者と成年者を画一的に区別することは「實は不可能なのであり、それを強いてするから時に不當の結果を免かれない」ということを認める。しかし、フランスの未成年解放やドイツの成年宣告⁷¹等、未成年者の中に段階を設ける制度は「未成年者側に於ける差別の利益のみを見て、其相手方たるべき一般世人に取つての安定の利益を無視したもの」であって、我が国の民法が成年と未成年を（民法第6条の営業許可の場合を除いて）画一的に両分する制度を採用したのは「却つて穩當」である、と評価する。その上で、仮に、成年に近い未成年者の行為能力の制限を何らかの形で緩和する必要があるとするならば——このような脈絡によって導かれるのが、「寧ろ一般に成年期を繰下げて、例へば満十八年としたらどうであらうか」という本稿冒頭の文章である。穂積の行論は、その

⁶⁵ 「「18歳成人」賛否並ぶ 本社世論調査 反対半数割れ」『朝日新聞』2015.3.17.

⁶⁶ 「毎日新聞世論調査 少年法適用「18歳未満」8割賛成 成人年齢は拮抗」『毎日新聞』2015.7.7.

⁶⁷ 「18歳成人「反対」53% 本社世論調査」『読売新聞』2015.10.3.

⁶⁸ 「18歳成人 18、19歳 「反対」64% 本社世論調査」『読売新聞』2016.5.12.

⁶⁹ このように、多くの世論調査において、民法の成年年齢の引下げについては反対が賛成を上回っている。その一方、少年法の適用年齢の引下げについては、賛成が反対を大きく上回っている（内匠 前掲注(54), p.7）。これを受けて、「日本の場合には…責任は問うが、権利は認めないという考え方が非常に強いのではないだろうか」との指摘がある（大村ほか 前掲注(32), p.149.（小玉重夫発言））。

⁷⁰ 「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果について」2016.11.8. e-Gov ウェブサイト <<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150&Mode=2>>

⁷¹ 成年宣告（Volljährigkeitserklärung）は、ドイツ民法典第3～5条において規定されていた制度である。かつてのドイツでは成年年齢が21歳とされていたところ、18歳に達した未成年者は、本人の同意及び親権者の同意があれば後見裁判所の決定によって成年者の地位を得ることができた。成年宣告の制度は、21歳から18歳への成年年齢の引下げ（1974年）に伴って廃止された。

結論を支持するかは別論として、成年年齢の在り方をめぐる議論が決して一筋縄ではいかない、ということ为例解してくれるのではないだろうか。⁷²

今般の成年年齢引下げ論議は、国民投票法の成立という民法にとって外在的な事情をその端緒としている。民法の成年年齢が何歳であるべきかという問題は、民法自体を内在的に考究することで確定的に回答を得られるものではない⁷³。また、未成年者取消権をめぐる議論において顕在化するように、「未成年者の保護」は同時に「未成年者の自己決定権の制約」をも意味し得るのであり、この両面を見据える必要がある⁷⁴。そして、成年者と未成年者との間の境界を定めるだけでなく、保護を必要とする未成年者や支援を必要とする若年成年者への対応等の諸課題にも取り組む必要がある。このように、成年年齢の引下げをめぐる議論は、18歳は大人か子どもか⁷⁵、という単純な議論に尽きるものではないのである⁷⁶。

⁷² 穂積 前掲注(1), pp.137-138. なお、穂積が結論において否定した段階論は、最近では大村教授が立法論を唱えている。大村教授は、未成年を「準成年」と「完全未成年」とに（「完全未成年」をさらに「幼年」と「半幼年」とに）、成年を「初成年」と「完全成年」とに分け、それぞれの実情に応じて多元的・相対的に扱うことを提案しているのである（大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少者法（こども・わかもの法）』への第一歩—」『法曹時報』59巻9号, 2007.9, pp.1-15）。段階論に対しては、「実際の契約等の場面において段階的な処理が困難をもたらすであろうと想像されるし、子どもを大人にする「成年」という観念の力が弱まってしまう」との懸念が示されている（水野 前掲注(20), p.23）。後者の懸念については、大村教授も、「成年年齢の前後にわたり、「完全未成年」でも「完全成年」でもない段階を設けるという考え方は、成年年齢の重要性を減少させることになる」とも言える（大村 同, p.12）。

⁷³ 次の叙述を参照。「成年年齢は20歳か18歳かという問いを立ててみても、直ちに決定的な答えが得られるとは思えない。この問題は、最終的には政治的な判断に基づき決着を付けるほかない問題であろう。」（大村 同上, p.2）。「我々の社会が何歳をもって大人とすべきか、それを端的に18歳とするかあるいは20歳とするかという議論は、民法学の内在的な考察から生まれてくるものではないように思われる。何歳をもってフルメンバーシップを与えるべきかという判断は、むしろ社会が直接的に決断を下すべき事柄であるのではなからうか。」（水野紀子「民法の観点からみた成年年齢引下げ」『ジュリスト』1392号, 2010.1.1-15, p.164.）

⁷⁴ 山下 前掲注(12), p.84. この点について、医療ネグレクトの問題等に触れつつ、「18歳, 19歳の子どもたちも実はそれほど成年年齢の引下げを求めているという意見がありますけれども、一方で少数ながら本当に引下げを必要としている人がいます」との指摘がある（大村ほか 前掲注(32), p.159. 横田光平発言）。

⁷⁵ 山下純司学習院大学教授は、現代の社会構造に起因する「生きにくさ」ゆえに若年者の自立が遅れているという最終報告書（p.8）の指摘は、各種の世論調査やアンケートに散見される「現代の若者は未熟である」という論調とは似て非なるものであると指摘し、次のように述べる。「現代の若年者は未熟である」という論調には、多分に「自分の若い頃に比べて今時の若者は」という気分が含まれているが、そこでの「今時の若者」が、現代を生きる実際の若年者なのか、新聞その他で報道のなかからイメージされる抽象化された若年者なのかということを慎重に検討する必要がある。後者のような抽象的な若年者イメージを念頭においた「現代の若年者は未熟である」という論調は、最終報告書に述べた総合的な若年者施策が進展しても（というよりいつの時代も）、容易になくならないと想像されるから、これを世論の動向としてカウントするのは、あまり生産的ではない。」（山下 同上, p.82.）

⁷⁶ 「[成年年齢引下げの]肯定論・否定論はいずれもそれなりの理由を持つ。それゆえなかなか決着は付かない。むしろ重要なのは、子どもの自律性の尊重が必要であると同時に、若者への保護・支援が必要な場合もあることを正面から認めること、言い換えれば、二者択一の議論自体を乗り越えることだろう。」（大村 前掲注(72), p.9）